

1. 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
産業標準化法第30条第1項及び第2項、第31条第1項、第32条第1項から第3項まで、第33条第1項並びに第37条第1項から第6項までの規定による登録認証機関の登録又は登録の更新	6月	6月

2. 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
鉱業法第18条第2項に基づく試掘権の存続期間延長の許可	1月	45日
鉱業法第21条第1項に基づく鉱業権設定の許可	5月(鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)	6月(鉱業法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)
鉱業法第30条第1項に基づく鉱業出願地の増減の許可	4月(鉱業法第30条第2項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)	5月(鉱業法第30条第2項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)
鉱業法第39条第1項に基づく鉱業権設定の許可	5月(鉱業法第39条第4項により準用する同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続及び同法第40条第4項の規定に基づく関係機関への協議に関する期間を除く。)	6月(鉱業法第39条第4項により準用する同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続及び同法第40条第4項の規定に基づく関係機関への協議に関する期間を除く。)
鉱業法第41条第1項に基づく採掘権設定の許可	5月(鉱業法第41条第4項において準用する同法第24条に基づく関係機関への協議、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)	6月(鉱業法第41条第4項において準用する同法第24条に基づく関係機関への協議、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手続に関する期間を除く。)
鉱業法第44条第1項に基づく鉱区の増加の許可	4月(鉱業法第44条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手續、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手続に必要な期間を除く。)	5月(鉱業法第44条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議期間、同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手續、同法第27条第1項及び第2項の規定に基づく先願待ち期間並びに同法第27条第3項の規定に基づく競願に係るくじ手續に必要な期間を除く。)
鉱業法第44条第1項に基づく鉱区の減少の許可	45日	2月
鉱業法第45条第1項に基づく鉱区の増減の許可	4月(鉱業法第45条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議及び同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手續に関する期間を除く。)	5月(鉱業法第45条第3項により準用する同法第24条の規定に基づく関係機関への協議及び同法第25条第1項の規定に基づく採掘出願の場合における土地の所有者に対する意見書の提出手續に関する期間を除く。)
鉱業法第46条第1項に基づく隣接鉱区への掘進増区の許可	3月	4月
鉱業法第50条第1項に基づく採掘鉱区の合併の許可	75日	3月
鉱業法第50条第1項に基づく採掘鉱区の分割の許可	45日	2月
鉱業法第50条第2項に基づく採掘鉱区の分割及び合併の許可	45日	2月

鉱業法第51条の2に基づく鉱業権の移転の許可	5月	6月
鉱業法第62条第2項に基づく事業着手延期の認可	16日	3週
鉱業法第62条第3項に基づく事業休止の認可	16日	3週
鉱業法第63条第2項に基づく採掘施業案の認可・変更の認可	2月(鉱業法施行規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月(鉱業法施行規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第63条の2第1項に基づく施業案の認可・変更の認可	2月(鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月(鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第63条の2第2項に基づく施業案の認可・変更の認可	2月(鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月(鉱業法施行規則第27条の2第3項により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第76条第4項に基づく租鉱権の存続期間延長の認可	65日	80日
鉱業法第77条第1項に基づく租鉱権の設定の認可	3月	4月
鉱業法第78条第1項に基づく租鉱区増減の認可	3月	4月
鉱業法第87条で準用する法第63条第2項に基づく租鉱施業案の認可・変更の認可	2月(鉱業法施行規則第33条により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)	3月(鉱業法施行規則第33条により準用する同規則第27条第4項の規定に基づく産業保安監督部長への協議期間を除く。)
鉱業法第100条の2第1項に基づく鉱物の探査の許可	2月	2月
鉱業法第100条の4第1項に基づく鉱物の探査の変更の許可	2月	2月
鉱業法第100条の8第1項に基づく鉱物の探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	2月	2月
鉱業法第100条の9第1項に基づく鉱物の探査の許可を受けた者の相続の承認	2月	2月
鉱業法第101条第1項に基づく土地立入、竹木伐採の許可	4月	5月
鉱業法第106条第1項に基づく土地の使用又は収用の許可	5月(鉱業法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)	6月(鉱業法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)
鉱業法第108条に基づく水の使用に関する権利の許可	5月(鉱業法第108条により準用する同法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)	6月(鉱業法第108条により準用する同法第106条第2項の規定に基づく関係都道府県知事への協議期間を除く。)
鉱業法第119条に基づく供託金銭の取り戻しの承認	75日	3月
鉱業法施行規則第41条第1項に基づく供託金銭の分割供託の承認	16日	3週

3. 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	他の申請の場合の処理期間
採石法第14条第1項に基づく土地の処分の許可	3週	1月
採石法第14条第2項に基づく採石権の処分の許可	3週	1月

4. (旧)臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	他の申請の場合の処理期間
(旧)臨時石炭鉱害復旧法第56条第1項に基づく実施計画の認可・変更の認可	40日	45日

5. ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	他の申請の場合の処理期間
ガス事業法第3条に基づくガス小売事業の登録	—	1月
ガス事業法第7条第1項に基づくガス小売事業の変更登録	—	1月
ガス事業法第35条に基づく一般ガス導管事業の許可(次に掲げる場合を除く。)	—	4月

ガス事業法第35条に基づく一般ガス導管事業の許可(申請者が一般ガス導管事業を行おうとする供給区域の全部又は一部が一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合に限る。)	—	6月
ガス事業法第39条第3項に基づく事業開始の指定期間の延長	—	4週
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可(供給区域の減少に係る場合又は増加する供給区域の全部若しくは一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合を除く。)	—	4週
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可(供給区域の減少に係る場合に限る。)	—	4月
ガス事業法第40条第1項に基づく供給区域の変更の許可(増加する供給区域の全部又は一部が供給区域を増加しようとする一般ガス導管事業者以外の一般ガス導管事業者の供給区域内にある場合に限る。)	—	6月
ガス事業法第40条第2項に基づく增加供給区域に係る事業開始の指定期間の延長	—	4週
ガス事業法第42条第1項に基づく一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可	—	6週
ガス事業法第42条第2項に基づく一般ガス導管事業者である法人の合併及び分割の認可	—	6週
ガス事業法第44条第1項に基づく一般ガス導管事業の休止又は廃止の許可	—	6週
ガス事業法第44条第2項に基づく一般ガス導管事業者たる法人の解散決議又は総社員の同意の認可	—	6週
ガス事業法第48条第1項本文に基づく託送供給約款の認可	—	4月
ガス事業法第48条第2項において準用する同条第1項本文に基づく託送供給約款の変更の認可	—	4月
ガス事業法第48条第1項ただし書に基づく託送供給約款制定不要の承認	—	4週
ガス事業法第48条第3項ただし書に基づく託送供給約款以外の供給条件の認可	—	4週
ガス事業法第51条第2項ただし書に基づく最終保障供給約款以外の供給条件の承認	—	4週
ガス事業法第76条第1項ただし書に基づく託送供給約款制定不要の承認	—	4週
ガス事業法第76条第3項ただし書に基づく託送供給約款以外の供給条件の承認	—	4週
ガス事業法第167条第1項に基づく土地の立入許可	—	4月
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第5条による改正前のガス事業法(以下「附則第28条旧ガス事業法」という。)第37条の6の2ただし書に基づく特別供給条件の認可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第7条第3項に基づく指定期間の延長	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項に基づく法人の合併及び分割の認可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第13条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給の休止及び廃止の許可	—	4週
附則第28条旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第13条第2項に基づく法人の解散決議等の認可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第1項に基づく指定旧供給地点の変更の許可	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第29条第5項に基づく期間の延長	—	4週
電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第30条第1項に基づく指定旧供給地点小売供給約款の認可及び変更の認可	—	4週
ガス事業会計規則第16条に基づく事業年度の例外承認	—	4週
ガス事業会計規則第16条に基づく勘定科目及び財務諸表の例外承認	—	4週

6. 税特措法(昭和三十二年法律第二十六号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
租税特別措置法施行規則第7条若しくは第21条の5又は第22条の47に基づく特定災害防止準備金に係る認定	45日	2月

7. 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
割賦販売法第18条の5第3項に基づく前受業務保証金の取戻し承認	12日	15日
割賦販売法第18条の5第5項に基づく供託委託契約の解除の承認	7日	15日
割賦販売法第20条の4第2項に基づく供託した前受業務保証金の取戻し承認	12日	15日
割賦販売法第33条第1項に基づく包括信用購入あっせん業者の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の3の25第1項に基づく個別信用購入あっせん業者の登録	60日	60日
割賦販売法第35条の3の27第1項に基づく登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新	60日	60日
割賦販売法第35条の3の62に基づく前受業務保証金の取戻し承認	12日	15日
割賦販売法第35条の3の62に基づく供託委託契約の解除承認	7日	15日
割賦販売法第35条の3の62に基づく供託した前受業務保証金の取戻し承認	12日	15日
割賦販売法第35条の17の4第1項に基づくクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録	60日	60日
割賦販売法施行令第8条第1項に基づく請求に係る営業保証金及び前受業務保証金の還付に関する確認書の交付	30日	60日
許可割賦販売業者営業保証金規則第20条第1項に基づく債権申出書の提出がなかったことの証明書の交付	12日	15日
許可割賦販売業者営業保証金規則第20条第2項に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付	12日	15日
許可割賦販売業者営業保証金規則第23条第1項に基づく申出をすべき期間内に債権の申出がなかった旨の証明書の交付	12日	15日
許可割賦販売業者営業保証金規則第23条第2項に基づく申出をすべき期間内に債権の申出がなかった旨の証明書の交付	12日	15日
割賦販売法の一部を改正する法律附則第5条第3項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令第2条第1項に基づく申出をすべき期間内に債権の申出がなかった旨の証明書の交付	12日	15日
割賦販売法の一部を改正する法律附則第5条第3項の規定による営業保証金の取戻し等に関する省令第2条第2項に基づく申出に係る債権の総額に関する証明書の交付	12日	15日

8. 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
電気事業法第27条の33第1項の規定による特定供給の許可	—	4週

9. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項の規定による事業の登録	15日(産業保安監督部長への合議に要する期間を含む。)	30日(産業保安監督部長への合議に要する期間を含む。)

10. 下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
下請中小企業振興法第8条第1項に基づく特定下請連携事業計画の承認	55日	2月
下請中小企業振興法第10条第1項に基づく特定下請連携事業計画の承認	55日	2月

11. 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項に基づく振興計画の認定	20日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)	25日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第5条第1項に基づく振興計画の変更の認定	15日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	18日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項に基づく共同振興計画の認定	20日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	25日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条第1項に基づく共同振興計画の変更の認定	15日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	18日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第9条第1項に基づく活性化計画の認定	20日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)	25日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第10条第1項に基づく活性化計画の変更の認定	15日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	18日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第11条第1項に基づく連携活性化計画の認定	20日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	25日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第12条第1項に基づく連携活性化計画の変更の認定	15日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	18日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第13条第1項に基づく支援計画の認定	20日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	25日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)
伝統的工芸品産業の振興に関する法律第14条第1項に基づく支援計画の変更の認定	15日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要るべき期間を除く。)	18日(都道府県又は市町村(特別区を含む。)の事務所に到達してから経済産業局の事務所に到達するまでに要すべき期間を除く。)

12. 撥発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条に基づく揮発油販売業を行おうとする者の登録	14日	14日
揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条に基づく揮発油販売業者の変更登録	10日	10日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項に基づく生産揮発油品質維持計画又は確認揮発油品質維持計画の認定	15日	15日
揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の7第1項に基づく計画終了日の変更の認定	1月	1月

13. エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第4項の申出に基づく特定事業者の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第10条第2項の申出に基づく第一種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第13条第2項の申出に基づく第二種エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第3項の申出に基づく特定連鎖化事業者の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第22条第2項の申出に基づく第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第25条第2項の申出に基づく第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第34条第2項の申出に基づく第一種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第37条第2項の申出に基づく第二種管理統括エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第43条第2項の申出に基づく第一種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第46条第2項の申出に基づく第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第113条第3項の申出に基づく特定荷主の指定の取消し	20日	24日
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第8条第2項、第3項及び第4項に基づくエネルギー管理統括者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第13条第2項に基づくエネルギー管理企画推進者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第17条第2項、第3項、第4項及び第5項に基づくエネルギー管理者の兼任の承認	25日	1月
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第23条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び第9項に基づくエネルギー管理員の兼任の承認	25日	1月

14. 計量法(平成四年法律第五十一号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
計量法第127条第1項に基づく適正計量管理事業所の指定	3週	4週

15. 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業等経営強化法第8条第1項に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定	40日	45日
中小企業等経営強化法第9条第1項に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画の変更の認定	40日	45日
中小企業等経営強化法第14条第1項に基づく経営革新計画の承認〔所管行政庁が経済産業省(経済産業大臣が承認するもの)のみの場合に限る。〕	40日	45日
中小企業等経営強化法第15条第1項に基づく経営革新計画の変更の承認〔所管行政庁が経済産業省(経済産業大臣が承認するもの)のみの場合に限る。〕	40日	45日
中小企業等経営強化法第16条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定	55日	60日
中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定	55日	60日

中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定(経済産業大臣による認定の場合)	25日	30日
中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定(経済産業大臣による認定で、かつ経営力向上計画申請プラットフォームにより電子申請された場合)	14日(但し、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日までを除く)	—
中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定(経済産業大臣及びその他の大臣による認定の場合)	40日	45日
中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定(県を経由した申請で、経済産業大臣による認定の場合)	—	45日
中小企業等経営強化法第17条第1項に基づく経営力向上計画の認定(県を経由した申請で、経済産業大臣及びその他の大臣による認定の場合)	—	60日
中小企業等経営強化法第18条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定(経済産業大臣による認定の場合)	25日	30日
中小企業等経営強化法第18条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定(経済産業大臣による認定で、かつ経営力向上計画申請プラットフォームにより電子申請された場合)	14日(但し、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日までを除く)	—
中小企業等経営強化法第18条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定(絏済産業大臣及びその他の大臣による認定の場合)	40日	45日
中小企業等経営強化法第18条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定(県を経由した申請で、絏済産業大臣による認定の場合)	—	45日
中小企業等経営強化法第18条第1項に基づく経営力向上計画の変更認定(県を経由した申請で、絏済産業大臣及びその他の大臣による認定の場合)	—	60日
中小企業等経営強化法第49条第3項に基づく導入促進基本計画の同意	25日	30日
中小企業等経営強化法第50条第5項に基づく導入促進基本計画の変更の同意	25日	30日
中小企業等経営強化法第56条第3項に基づく事業継続力強化計画の認定	45日	45日
中小企業等経営強化法第57条第1項に基づく事業継続力強化計画の変更の認定	45日	45日
中小企業等経営強化法第58条第3項に基づく連携事業継続力強化計画の認定	—	45日
中小企業等経営強化法第59条第1項に基づく連携事業継続力強化計画の変更の認定	—	45日

16. アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
アルコール事業法第3条第1項に基づくアルコール製造事業の許可	15日	3週
アルコール事業法第4条第3号に基づく試験研究製造の承認	10日	2週
アルコール事業法第8条第1項に基づくアルコール製造事業の変更の許可	15日	3週
アルコール事業法第13条第1項に基づくアルコール製造事業の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第15条に基づく酒母等の移出の承認	10日	2週
アルコール事業法第16条第1項に基づく輸入事業の許可	15日	3週
アルコール事業法第17条ただし書に基づく試験研究輸入の承認	10日	2週
アルコール事業法第19条第1項に基づくアルコール輸入事業の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第20条で準用する第8条第1項に基づくアルコール輸入事業の変更の許可	15日	3週
アルコール事業法第21条第1項に基づくアルコール販売事業の許可	15日	3週
アルコール事業法第22条第1項ただし書に基づく許可使用者のアルコールの譲渡の承認	10日	2週
アルコール事業法第24条第1項に基づくアルコール販売事業の必要な行為の継続	10日	2週

アルコール事業法第25条で準用する第8条第1項に基づくアルコール販売事業の変更の許可	15日	3週
アルコール事業法第26条第1項に基づくアルコールの使用の許可	15日	3週
アルコール事業法第29条第1項に基づくアルコールの使用の必要な行為の継続	10日	2週
アルコール事業法第30条で準用する第8条第1項に基づくアルコールの使用の変更の許可	15日	3週

17. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第4項の規程に基づく総合効率化計画の認定(特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画)	45日	2月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第4項の規程に基づく総合効率化計画の認定(特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画以外の総合効率化計画)	15日	1月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第1項の規程に基づく総合効率化計画の変更の認定(特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画)	45日	2月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第5条第1項の規程に基づく総合効率化計画の変更認定(特定流通業務施設の整備を行う事業が記載された総合効率化計画以外の総合効率化計画)	15日	1月
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第7条第2項の規程に基づく特定流通業務施設の確認	15日	1月

18. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に基づく特定研究開発等計画の認定	85日	90日
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第5条第1項に基づく特定研究開発等計画の認定	85日	90日

19. 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第7条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画の変更の認定	55日	60日
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第9条第1項に基づく地域産業資源活用支援事業計画の変更の認定	55日	60日

20. 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく農商工等連携事業計画の認定	55日	60日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第5条第1項に基づく農商工等連携事業計画の変更の認定	55日	60日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定	55日	60日
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第7条第1項に基づく農商工等連携支援事業計画の変更の認定	55日	60日

21. 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に基づく商店街活性化事業計画の認定	7週	8週
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第5条第1項に基づく商店街活性化事業計画の変更の認定	7週	8週
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく商店街活性化支援事業計画の認定	7週	8週
商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第7条第1項に基づく商店街活性化支援事業計画の変更の認定	7週	8週

22. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)

手続名	標準処理期間	
	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第7条第1項に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定	85日	90日
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第8条第1項に基づく研究開発・成果利用事業計画の変更の認定	85日	90日
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第8条第3項に基づく研究開発・成果利用事業計画の取り消し	30日	30日